

# エネルギー供給温暖化対策計画指針

平成28年6月

長野県

## 第1 目的

この指針は、長野県地球温暖化対策条例（平成18年長野県条例第19号。以下「条例」という。）第25条の規定により事業者が知事に提出しなければならないエネルギー供給温暖化対策計画書（以下「計画書」という。）及びエネルギー供給温暖化対策実施状況等報告書（以下「報告書」という。）に記載する事項等を定めるものである。

この指針において使用する用語は、条例及び長野県地球温暖化対策条例施行規則（平成18年長野県規則第22号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

## 第2 エネルギー供給温暖化対策計画の策定

条例第25条の規定により事業者が知事に提出する計画書は様式第1号により、次に掲げる事項を記載する。計画書は、様式第2号に定めるエネルギー供給温暖化対策計画書提出書を添えて規則第15条第6項及び第7項に定める期日までに知事へ提出する。

### 1 事業者等の概要

事業者等の氏名又は名称、代表者名、主たる事務所の所在地、事業者の区分、主たる事業の概要等を記載する。

### 2 計画期間及び報告対象年度

計画期間及び報告対象年度を記載する。

### 3 公表方法等

計画書及び報告書を事業者が公表する方法等を記載する。

### 4 エネルギーの供給に係る地球温暖化対策のための基本方針

エネルギーの供給に係る地球温暖化対策のための基本的な考え方や供給するエネルギーの製造等に伴い排出される二酸化炭素の抑制に関する目標達成のために講ずる措置についての基本的な考え方を、基本方針として記載する。

### 5 エネルギー供給温暖化対策計画の推進に係る体制

エネルギー供給温暖化対策計画を推進するための体制を整備し、それを記載する。

### 6 供給するエネルギーの製造等に伴い排出される二酸化炭素の抑制に関する目標等

条例第25条の規定により計画書を提出する年度の前年度（以下「基準年度」という。）における全電源の二酸化炭素実排出係数（以下「排出係数」という。）に対する、規則第15条第3項に規定する期間の最終年度（以下「目標年度」という。）における排出係数の目標値（以下「目標排出係数」という。）を設定し、目標設定に関する説明等とともに記載する。

なお、排出係数及び調整後排出係数は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）に基づく電気事業者ごとの実排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表において用いられる値とする。

### 7 上記6の目標を達成するための措置

第2の6において設定した目標を達成するために行う具体的な措置の内容を記載する。

## 8 調達する電気の電源構成に関する見通しと実績

電気事業者がエネルギーを供給するために調達する電気の電源構成について、以下の項目を記載する。

- (1) 基準年度に調達した電気の電源構成に関する実績の割合
- (2) 電気の調達計画等に基づく、目標年度に調達する電気の電源構成に関する見込みの割合

## 9 再生可能エネルギーの導入推進

条例第2条第5号で定める自然エネルギー源及び出力30,000キロワット以上の水力発電所（揚水式のものを除く。）の原動力として用いられる水力（これらを合わせ、以下「再生可能エネルギー源」という。）を利用して得られるエネルギーの導入推進について、以下の項目を記載する。

- (1) 再生可能エネルギー源により発電された電気の調達量に関する見通しと実績

再生可能エネルギー源により発電された電気の調達量について、基準年度における調達量の実績値及び目標年度における見通し等をエネルギーの種類別に記載する。

なお、調達量は、自己が所有する発電所を含む再生可能エネルギー源による発電所において発電された電気で、自己が調達した電気の量（仕入れ量）から、需要家以外への転売分を除いた電気の量とする。

- (2) 再生可能エネルギーの普及・供給拡大に関する取組

再生可能エネルギーの普及・供給拡大に関する取組を記載する。

## 10 エネルギーの供給に係る温室効果ガス排出抑制の研究と取組

エネルギーの供給に係る温室効果ガス排出抑制の研究に関する概要及び取組を記載する。

## 11 需要家の省エネルギー対策の推進に関する取組

需要家の省エネルギーを推進するために行う具体的な取組の内容を記載する。節電や省エネを誘導する料金体系を導入している場合は、「その他」に記載する。

## 12 その他、温暖化対策に係る取組

次に掲げる項目の実施内容等を記載する。

- (1) 地域との連携に関する取組の実施状況
- (2) その他、温暖化対策に関する取組の実施状況

県内で取り組んでいる、緑化の活動、用水使用量の削減、環境教育、交通対策、次世代自動車の導入、環境マネジメントシステムの導入等温暖化対策に係る取組を記載する。

なお、条例第12条の規定により事業活動温暖化対策計画書及び事業活動温暖化対策実施状況等報告書（以下「事業活動計画書等」という。）を提出している事業者にあつては、事業活動計画書等に記載した内容を転記することができる。

## 第3 エネルギー供給温暖化対策計画実施状況等報告書の作成

計画策定事業者は、第2により作成した計画書に各実施年度における温暖化対策の実施状況等を追記した報告書を作成し、計画書提出の翌年度から計画期間終了の翌年度まで、様式第3号に定めるエネルギー

ギー供給温暖化対策実施状況等報告書提出書を添えて、毎年度7月末日までに知事へ提出する。

なお、計画期間の途中で条例第25条に該当しなくなった場合でも、計画期間終了の翌年度まで毎年度報告書を作成し、上記により提出する。

#### 第4 条例第25条第1項に定める事業者以外の事業者による計画の策定

条例第25条第4項によりエネルギー供給温暖化対策計画を策定する場合は、条例第25条第1項に定める事業者と同様に第2から第3までに基づき実施するものとする。